

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 駿康会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 静岡県静岡市駿河区見瀬 229-2
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 令和 1 年 9 月 30 日
- (4) 設立登記年月日 令和 1 年 10 月 7 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同	省	省
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員	略	略
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数	
病院				一般病床	床
				療養病床	床
				[医療保険	床]
				[介護保険	床]
				精神病床	床
				感染症病床	床
				結核病床	床
診療所	するがこども クリニック	2214211662	静岡県静岡市駿河区見 瀬 229-2	一般病床	床
				療養病床	床
				[医療保険	床]
				[介護保険	床]
介護老 人 保健施 設				入所定員	名
				通所定員	名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事

令和7年6月24日 令和6年度決算の決定

令和8年4月30日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

// 令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人社団 駿康会
所在地 静岡県静岡市駿河区見瀬229番地の2

※医療法人整理番号 2125

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額 26,605千円
2. 負 債 額 50,340千円
3. 純 資 産 額 -23,735千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,595
B 固 定 資 産	4,010
C 資 産 合 計 (A + B)	26,605
D 負 債 合 計	50,340
E 純 資 産 (C - D)	-23,735

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式3-2

法人名 医療法人社団 駿康会

※医療法人整理番号 2125

所在地 静岡県静岡市駿河区見瀬229番地の2

貸 借 対 照 表
(令和8年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,595	I 流 動 負 債	4,053
II 固 定 資 産	4,010	II 固 定 負 債	46,287
1 有形固定資産	3,630	負 債 合 計	50,340
2 無形固定資産	338	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	42	科 目	金 額
		I 基 金	
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	-23,735
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	-23,735
資 産 合 計	26,605	負債・純資産合計	26,605

様式4-2

法人名 医療法人社団 駿康会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県静岡市駿河区見瀬229番地の2

損 益 計 算 書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	92,070
2 事業費用	115,932
本来業務事業損失	23,862
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	-
事業損失	23,862
II 事業外収益	844
III 事業外費用	472
経常損失	23,490
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	23,490
法人税等	73
当期純損失	23,563

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 駿康会
理事長 草深 純一 殿

私、後藤孝匡は、医療法人社団駿康会の令和 7 会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 22 日
医療法人社団 駿康会
監事 後藤 孝匡